

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

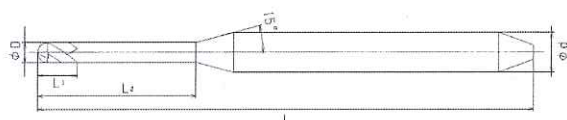
Medi-C-SH ミーリングバー

【禁忌・禁止】

1. 本来の目的以外で使用しないこと。
2. 本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性があるので十分に注意すること。
3. 本品の使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状



2. 寸法

刃先直径(mm) (φD)	刃長(mm) (φL1)	首下長(mm) (φL2)	全長(mm) (φL)	軸径(mm) (φd)	材質
2	4	16	50	4	超硬合金
1	1.5	12	50	4	
0.6	0.9	10	50	4	

3. 材質

超硬合金、ダイヤモンド (刃部コーティング)

4. 原理

歯科用 CAM マシン(歯科用旋盤機)に装着し、回転させた刃先部に歯科材料(PMMA/WAX/石膏/樹脂等)を接触させて切削・研削し、歯科用補綴を作製する。

【使用目的又は効果】

1. 使用目的

専用の歯科用 CAD/CAM マシンに装着して使用する研削器材で、歯科材料を切削・研削加工する。

2. 効果

ダイヤモンドコーティングによるスムーズな切削・研削加工で、高い品位の歯科用補綴物を得る。

【使用方法等】

本ミーリングバーは、歯科用 CAD/CAM マシンに装着して、歯科用補綴物を作製する。

(1)本ミーリングバーを使用する前に、刃先部に変形や破損がないことを確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。

(2)歯科材料が、本ミーリングバーでの加工に適した材料であることを確認する。

- (3)歯科用 CAD/CAM マシンに、本ミーリングバーを取り付ける。
- (4)コンピュータから加工データを送信し、加工を行う。

【使用上の注意】

その他の注意

- (1) 本品は歯科用 CAD/CAM 材料に関して、十分な知識及び技能を有する歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- (2)本ミーリングバーで切削・研削加工を行う時は、ミーリングマシンの取扱説明書に従い、ミーリングバーを確実に装着すること。
- (3)変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- (4)本ミーリングバーの加工、改造は行わないこと。
- (5)本ミーリングバーの使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (6)本ミーリングバーは刃物であるため取扱には十分に注意すること。
- (7)複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミーリングバーを用意して使用すること(異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因になります)。
- (8)次の行為は、本ミーリングバーの破損の原因となるため行わないこと。
 - 1)刃先部を持つ。
 - 2)刃先部に衝撃を与える。
 - 3)刃先部を変形させる。

【保管方法及び有効期間等】

- (1)高温・多湿の場所を避け、ケースに入れた状態で保管すること。
- (2)歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【包装】

包装単位
1本/包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所】

製造販売業者: 株式会社オー・ケー・シー

住所: 愛知県名古屋市中川区細米町 2-72

電話番号: (052)354-6078

製造業者: 株式会社オー・ケー・シー

製造国: 日本